

令和7年第5回臨時会議録

招集年月日	令和7年5月12日(月曜日)			
招集場所	伊江村議会議事堂			
開会	5月12日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉会	5月12日 11時29分 渡久地政雄議長宣言			
出席議員 (応招議員)	1	渡久地政雄議員	7	島袋勉議員
	2	知念邦夫議員	8	島袋義範議員
	3	宮城弘和議員	9	亀里敏郎議員
	5	虻江修議員	11	内間広樹議員
	6	並里晴男議員		
欠席議員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主事 島袋海矢君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村長	名城政英君	副村長	内間常喜君
	教育長	比嘉悟君	総務課長	島袋英樹君
	福祉課長	島袋裕次君	住民課長	平敷兼清君
	会計管理者	玉城睦美君	企画課長	新保礼人君
	農林水産課長	浦崎悟君	建設課長	西江忍君
	建設課参事	知念利次君	教育行政課長	新城米広君
	商工観光課長	金城幸人君	公営企業課長	玉城正朝君
	医療保健課長	万寿祥久君	農業委員会事務局長	知念浩司君
	総務課長補佐	古堅裕喜君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和7年第5回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和7年5月12日（月）午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（6番並里晴男議員・7番島袋勉議員）
第2		会期の決定
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	承認第1号	専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて
第6	承認第2号	専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて
第7	承認第3号	専決処分した伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて
第8	報告第5号	農業集落排水処理施設整備工事（建築）の専決処分の報告について
第9	議案第43号	伊江I期地区農業集落排水管路布設工事（R6-2）の請負契約について
第10	議案第44号	農業集落排水処理施設整備工事（建築）の請負契約の変更について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和7年第5回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 並里晴男議員、7番 島袋 勉議員を指名します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

私の主な出張等について、報告します。

4月18日、北部地域の道路網の整備促進並びに離島架橋の早期実現に向けた決起大会が名護市民会館で開催され、全議員で出席しました。

4月30日、那覇市自治会館にて、沖縄県町村議会議長会定例理事会並びに令和7年度沖縄振興拡大会議に出席しました。

5月9日、北部市町村議長会第1回理事会・定例総会が金武町にて開催され出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

おはようございます。それでは令和7年第5回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、御臨席を賜り感謝を申し上げます。

それでは行政報告を申し上げます。

1点目に、救急車両の譲り受けについてでございます。去る3月28日に本部町・今帰仁村消防組合より譲り受けました救急車両が、車両の整備点検や諸手続を終えまして、同日より運用を開始しております。本部町・今帰仁村消防組合は、これまで火災の対応、救急搬送、山岳救助等の合同訓練時において指導等を行っていただき、本村消防団員への知識及び技能の習得に御尽力いただいているところであります。今回の譲り受けによりまして、村が所有する救急車両は3台となり、救急搬送体制の強化が図られ、災害が発生した際にも迅速な対応が可能となることから、今回の御厚意に対し深く感謝の意を表するとともに、本部町・今帰仁村消防組合との連携を今後とも図り、消防団員の資質向上に努めてまいります。

2点目に、資料もお配りしてございますが、令和6年・7年期のさとうきび製糖実績について。今期の製

糖期間は、令和6年12月1日から令和7年4月7日までの128日間となり、前期と比較しまして、生産量、反収、収穫面積ともに増加しております。生産量は6,694トン870キロ（対前年度111.2%）、反収は7トン523キロ（対前年比109.6%）、収穫面積が88.99ヘクタール（対前年度比101.5%）の増となっております。これも生産者皆様の日頃の肥培管理と御努力の賜物と敬意を表するものであります。なお、詳細につきましては、お手元に資料をお配りしてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

3点目に、久茂地都市開発株式会社と伊江村との包括連携協定について、御報告を申し上げます。地域振興や地域経済活性化を目指す目的で、那覇市の「パレットくもじ」を管理・運営する久茂地都市開発と伊江村との県内自治体で初となる包括連携協定を4月16日に締結いたしました。「パレットくもじ」は、来年4月の開業35周年に向け、過去最大規模で改装を行い、2階南側エリアには約350席からなる「フードホール」が今年10月31日にオープンいたします。和洋中の9店舗が入居し、その中に「緋桜肉」のハンバーグや伊江村の特産品を販売するアンテナショップを出店いたします。パレットくもじは、県民並びに国内外から多くの観光客が訪れ、本村を紹介する絶好の機会になると確信いたしております。また、施設機能を有効に活用し、1階の広場においてイベントのPRや特産品の販売、芸能公演など、地域振興や地域の活性化につながるよう、互いに連携を図りながら、様々な取組を今後行ってまいりたいと考えております。

4点目に、農業農村整備事業の県営事業発注に関する要請についてでございます。令和7年4月24日に、沖縄県農林水産部、喜屋武盛人部長に対し、県営事業の発注に関する要請書の手交を行ってまいりました。現在、県の建設業者等級格付において、本村の登録業者は特Aランクに0社、Aランクに2社、Bランクに7社となっており、県内事業の入札参加の機会が損失されている状況であります。このことから、地元企業が受注するメリットや意義を説明し、地元で実施される工事については、入札参加資格等級を緩和するよう、沖縄県に要請を行ってまいりました。喜屋武部長からは、「離島が直面する特段の事情については理解しております、今後の工事発注については、地元企業に配慮した発注を検討するよう担当部署へ指示をした」との回答がありました。村としましても、今後の県営事業の発注形態を注視しつつ、関係機関と連携して地元業者の入札参加の機会が創出できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

5点目に、「子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣賞」の受賞について、御報告いたします。このたび、西小学校が令和7年度「子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣賞」を受賞いたしました。西小学校は、令和2年度から「図書室から発信する図書情報の充実、国語を中心とした教科との連携を大切に読書活動の推進」に取り組んでおり、その特色ある優れた実践が高く評価された今回の表彰になっております。4月23日には、東京都の国立オリンピック記念青少年総合センターで行われた表彰式には、担当でありました図書館司書の名嘉原美寿乃さん、上間洋介校長が出席し賞状を受け取りました。今後も、子どもたちの意欲的な読書活動が実践されるよう期待し、お祝いを申し上げたいと思います。

6点目に、ゆり祭り期間中のフェリー運送実績について御報告いたします。4月26日に開幕しました「第28回ゆり祭り」期間中のフェリー運送実績については、5月6日を含め70航海で、延べ3万3,647人、対前年で2,564人の増でございます。車両では3,484台で268台の増となり、1航海当たりに換算しますと481人の乗船客がございました。ゆり祭りにおいては、多くの来場者の御理解と御協力によりまして、盛会に開催できたと考えております。開催に御尽力いただきました団体並びに関係者の皆様に、お礼と感謝を申し上げます。なお、フェリーの運送実績等については、配付した資料のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

7点目に、建設事業の執行状況報告について。令和7年4月3日の臨時会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり、業務2件、工事1件、計3件を執行しましたので御報告いたします。

8点目は、児童生徒の活躍状況について。児童生徒の活躍状況については、お手元にお配りしております

資料のとおりでございます。後ほど御覧いただきまして、子どもたちを激励いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

それでは承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて御説明いたします。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。専決処分書、改正の趣旨でございます。地方税法等及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分による改正を行い、同条第3項の規定に基づき、本議会で報告し承認を求めるための提案となっております。

なお、今回の専決処分、条例の改正等についての詳細につきまして、住民課長が説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の主な改正は、所得税、個人住民税において給与所得控除や扶養親族等に係る所得要件の見直しや、大学生年代の子らに関する特別控除の創設に伴う、村条例中の申告書の文言や申告内容についての改正。新基準原付バイクの導入に伴う車両区分の見直しや、加熱式たばこの課税方式の変更のほか、条例中の文言の整備などを行っております。新旧対照表と本日配付しております資料にて説明いたしますので、御準備のほどよろしくお願ひいたします。

まず新旧対照表1ページをお願いいたします。第18条の改正は、公示送達制度の改正による整備です。公示送達とは、税関係の通知書などの書類を受け取れない方へ書類を交付したと見なす手続のことあります。納税義務者に対して、納税通知書等の書類を郵送や手交することは、納税義務の成立要件の一つであります。が、納税通知書などが返礼された場合で、実態調査などを行っても居住実態が不明な場合に限り、市町村長が送達するべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する旨を掲示場に掲示し、7日を経過したときに書類の送達があつたものと見なされ、納税通知書などの効力を発生させることができる制度です。地方税法施行規則の改正により、市町村のホームページでも公示送達を行つたことを掲示することができる事とするほか、掲示場以外の施設や設備、役場で申し上げますと、正面玄関にある電子看板でも公示送達を行つたことを周知することができる旨の規定を授けております。

第18条の3の改正につきましては、先ほどの改正に規則の名称の省略をする規定がありますので、省略した形での名称にするための改正であります。

第34条の2、所得控除に関する改正。第36条の2は、ページをめくっていただきまして、ページの中段にかかる改正。

次の3ページの第36条の3の2、第36条の3の3のそれぞれの改正につきましては、いわゆる103万円の壁に関する改正であります。厳しい人手不足の状況において、税制が就業調整の要因となっているとの指摘から、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得の引上げや、大学生年代の子に関する特別控除の新設に係る改正を地方税法で行っております。本日配付している資料を御確認お願いします。

配付資料の1ページです。大学生年代19歳から23歳未満の子を扶養している親が特定扶養控除の45万円を受けるためには、改正前は、子の所得が48万円、収入で言うと103万円以下である必要がありました。改正後は、子の年収が123万円までは特定扶養控除が受けられるようになりました。表で言うと左側改正前の上の行、所得で言うと48万円以下、収入額だと103万円以下相当であれば、納税義務者本人が45万円の控除を受けることができ、それ以上であれば控除は受けられないという制度ですが、今回の改正で表の右側、合計所得58万円、収入額だと123万円相当以下にそれぞれ引き上げられました。さらに右側表の中段で示している特定親族特別控除という制度が新設されました。その制度において、所得額が95万円、収入額で言うと160万円まで、納税義務者本人の控除額45万円が適用され、それを上回る所得、収入があった場合でも、すぐに適用除外になるのではなく、所得に応じて控除額が段階的に下がっていく仕組みを新設しております。イメージとして下の図で申し上げますと、まず改正前の横軸は、子どもの合計所得を表わしております。合計所得が48万円、収入で言うと103万円までは縦軸の親の控除額が45万円の適用を受けます。横軸でそれを越えた場合は適用除外になります。これが改正後は、横軸の48万円から58万円、収入で言うと123万円まで引き上げられ、それに合わせて新設された特定親族特別控除が該当する場合には、その控除が受けられるということになります。

ページをめくっていただきまして、2ページをお願いします。配偶者控除についても同様の措置が実施されます。これまで、配偶者控除の所得要件が48万円、収入で言うと103万円相当から所得要件が58万円、収入で言うと123万円まで引き上げられました。また、配偶者特別控除が受けられる要件が給与所得控除が拡充された関係上、収入額としては150万円から160万円まで引き上げられております。これらの制度の内容に関しては、地方税法の中で規定されており、今回の条例のそれぞれの改正は、その制度改正に応じるため、住民税申告時の各種申告書中の名称の追加や記載を必要とする要件についての改正となっております。これらの改正は、令和8年度からの住民税について適用されることとなっております。

新旧対照表2ページにお戻りください。新旧対照表2ページの下段、第10項中、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める改正。

続きまして3ページを飛ばしまして4ページ上段です。第63条の2中、「同条例第15項」を「同条例第16項」に改める改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正が行われたことにより、項番号にずれが生じたための改正です。右側の改正前は、同条例第15項とありますが、この法律制定時の改正において、条例の「例」という漢字に誤りで入ったまま改正されたため、今回併せて整備いたします。

第82条の改正につきましては、軽自動車税に関する改正です。さきに配付した資料で説明いたします。配付資料の3ページをお願いします。軽自動車税の車両区分の見直しに係る改正です。令和7年11月から適用される新たな排ガス規制への対応のため、総排気量50ccを越え125cc以下の原動機の最高出力を、50ccの原動機相当に抑えたバイクが今後生産販売される見通しとなっております。そのため、新基準原付バイクの税率は、現行の原付バイクと同額で2,000円とし、ナンバープレートも原付バイクと同様の白色とすることとされました。ページ右側の表、上の段に新基準原付バイクが位置づけられることになります。新基準原付バ

イクは、まだ販売はされておりません。秋頃にかけて各メーカーが販売を目指しており、それに併せ、これまでの50ccバイクは生産終了となる見通しとなっております。そのため、実質的には令和8年度からの課税となります。以上のことと踏まえ、新旧対照表に戻ります。

新旧対照表4ページをお願いします。新旧対照表4ページ中段の第82条第1号のア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号のイ中「又は」を「ウに掲げるものを除く。又は」に改め、同号「エ」を同号「オ」とし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号中「ウ」を「エ」とし、イの次に新規でウの号を加えます。「ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円」の規定を加えます。

次のページをお願いします。第89条は、軽自動車税の減免申請時における提出書類についての改正です。新基準原付バイクが新設されたため、第2項第5号中定格出力の次に、「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加えます。なお、その5行上の第2号の改正につきましては、先ほどの行政手続に関する法律の改正に合わせ、項番号のズレを改めるものですが、右側改正前の第2条第5項を改め、第2条第16項としているのは、申し訳ありません。今回、誤りでございます。本来その下の行、法人番号の次の括弧書き中、「同法第2条第15項」を「同法第2条第16項」に改めるべきでございます。そのため、次回の議会において修正するための改正を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ページ下段の第90条の改正は、道路交通法の一部改正により、令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化が実施されたことによる、身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請の改正であります。第2項中、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改める改正は、文言の整備によるもの。

次のページをお願いします。上段部分の規定の追加は、免許証とマイナンバーカードの一体化により、マイナ免許証のみを保有すること、従来の運転免許証のみを保有すること、マイナ免許証と運転免許証の両方を保有することの3つの選択が可能になったことに伴い、減免申請の際、従来の運転免許証の提示のほか、マイナ免許証が提示された場合でも、これまでの運転免許証が提示された場合と同様に扱うこととするための改正であります。第5号の改正につきましては、減免申請の申請書類について、マイナ免許証のみを保有している場合の申請書に免許情報記録の番号、運転免許の年月日と運転免許証または免許情報記録の有効期限等を記載することとしております。第3項の追加の改正は、マイナ免許証のみを提示した場合、マイナンバーカードには免許証の情報がカード自体には記載されていないため、第5号の申請書に記載された内容の確認のため、申請者は職員によるマイナンバーカードのデータの読み取りに応じなければならないとされております。

第139条の3、第2項第1号中、「同条第15項」を「同条第16項」に改める改正は、行政手続に関する法律の改正に伴う項番号の整理です。

次のページをお願いします。7ページ、税条例の本則の附則第16条の2の次に加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の規定を加えます。内容につきましては、本日の配付資料4ページから5ページをお願いします。現在普及している加熱式たばこは、紙巻たばこよりも税負担が低い状況にあり、国たばこ税において課税の適正化の観点から見直しが行われたため、地方たばこ税についても同様の見直しを行うこととされました。加熱式たばこの現行の課税方式は、葉たばこの重量と小売価格によって、紙巻たばこの本数に換算して算出されていましたが、改正により重量のみで換算する方式にするほか、一定の重量以下のものも紙巻たばこ1本として課税する方式に見直されます。4ページがこれまでの課税方式で、5ページが改正のイメージです。紙巻の加熱式たばこは、0.4グラムから0.35グラムを紙巻たばこ1本とすることとし、図には示しておりませんけれども、紙巻の加熱式たばこ以外の加熱式たばこについては、0.2グラムを紙巻たばこ

1本に換算する方法に見直されます。急激な料金改定の緩和措置として、令和8年4月1日と令和8年10月1日の二段階に分けて実施されることとなっております。商品によって価格の差はありますが、令和8年4月に1箱当たりで20円から50円の値上げがされ、令和8年10月にさらに20円から50円の値上げが実施されることになります。

新旧対照表に戻りまして、7ページです。第1項第1号は、葉たばこを用いた紙巻の加熱式たばこの重量換算の変更についての規定です。第2号で、紙巻以外の加熱式たばこの場合の重量換算の変更についての規定。第3項は、第1号第2号のただし書以降に規定された製品についての重量換算の方法。第4項は、第2項の計算の際の端数処理の規定。

次のページをお願いします。第4項の第1号、第2号は、紙巻の加熱式たばこ以外の加熱式たばこのうち、紙巻の加熱式たばこや、それ以外の加熱式たばこと併せて喫煙されるものについての重量換算についての規定をしております。

附則として、第1条は、この条例の施行日を令和7年4月1日から施行する旨の規定。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとし、第1号は、給与所得控除の見直し、大学生年代の子などに関する特別控除の創設。配偶者や扶養親族等に係る所得要件の引上げなどの制度改正による申告書の文言や内容の改正に係る施行日で、令和8年4月1日。第2号は、加熱式たばこに係るたばこ税の改正施行日として、令和8年4月1日。第3号は、公示送達に係る改正の施行日についての規定で、令和8年6月までの間に政令で今後定められることとなっており、その日から施行する旨の規定となっております。

第2条以降は、経過措置に関する規定です。第2条は、先ほどの公示送達に係る施行日までの経過措置に係る規定。

第3条は村民税に係る経過措置で、第1項から第4項まで、令和8年1月1日以降の住民税申告に係る各種申告書の記載要件や読み替えなどに関する経過措置の規定。

最後のページです。第4条は、軽自動車の新税率区分の創設に係る経過措置の規定。

第5条の第1項から第3項までは、加熱式たばこの改正に係る経過措置で、この附則の規定により令和8年4月1日と令和8年10月1日の2回に分けた税率改正が実施される旨の規定を定めております。

以上で、承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

国の法改正による条例改正の案件だということは理解しているんですけども、1点、新旧対照表の公示送達、18条の説明をされたんですけども、村の役場の前の掲示板に掲示したり、あるいは村のホームページから閲覧できるようにするという説明だったと思うんですけども、この対象者は個人名で表示されるということなのかな。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

議員お説のとおり、その方のお名前と送付する予定だった住所は記載されて掲示場に掲示されることになります。そもそも目的は、この掲示場に掲示することによって不特定多数の方にそれを見ていただく。それから何かしらのつながりがあって、その方とコンタクトが取れるようにするというのが、そもそもの公示

送達の制度の目的でもございますので、おっしゃられていたように、お名前と住所は明示された上で掲示場に掲示されることになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

そういう対象者の個人名で名前が出るというのは、いかがなものかなというふうに感じていたんですけれども、目的はそうではなくて、情報を提供してほしいから公示するという法改正であるという説明だと思います。これはぜひ、村のイーハッチャーあたりでそういう法改正があるということを、しっかり村民に周知していただければなというふうに思います。以上です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時33分)

再開します。

(再開時刻10時34分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分した伊江村税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、原案のとおり承認されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6 承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、改正の趣旨を読み上げます。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、伊江村国民健康保険税条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による改正を行い、同条第3項の規定に基づきまして本議会で報告し承認を求めるための提案となつてございます。

なお詳細につきまして、住民課長が説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額を見直すことにより、被保険者間の保険税負担の公平性を確保すること。保険税の減額対象となる所得の基準について、中層所得者の保険税負担の軽減を拡充するための改正となっております。基礎課税額に係る課税限度額を「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を「24万円」から「26万円」にそれぞれ引き上げ、高所得者層への一定の負担を設けることと、個人均等割と世帯平等割の軽減判定に用いる所得基準を引き上げ、保険税軽減世帯の拡充を行う改正を行っております。

先に、新旧対照表にて、改正文の説明をいたします。新旧対照表1ページをお願いします。第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改めます。第2項は、国保税の賦課内訳のうち、基礎課税額について、第3項は、後期高齢者支援金分の限度額についての改正であります。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、次のページをお願いします。同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改めます。前のページの第21条第1項は、先ほどの第2条の金額の改正に合わせての改正で、保険税の7割軽減、5割軽減、2割軽減を算定する方法を規定しており、それぞれの軽減措置を行ってもなお基礎課税額が限度額に達する場合の額を「65万円」から「66万円」へ、後期高齢者支援金等課税額も「24万円」から「26万円」へ改正するものであります。下段の第2号と次のページの第3号の改正は、個人均等割及び世帯平等割について、世帯の所得に応じて、7割、5割、2割分を軽減する措置がありますが、今回は5割と2割の軽減対象になるかどうかの判定に用いる数値が改正されております。第2号は、5割軽減の算定で用いられる「29万5,000円」の算定数値を「30万5,000円」に引き上げ、2ページの第3号は、2割軽減の算定で用いられる「54万5,000円」の算定数値を「56万円」に引き上げ、税額が軽減させる世帯の拡大を図ることとなっております。

この条例の附則として、第1項で令和7年4月1日から施行するとし、第2項では、改正後の伊江村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとします。

本日配付している資料の6ページをお願いします。改正内容についての説明とイメージ図を示しております。保険税の限度額のうち、基礎課税額の限度額が65万円から、右側改正後の66万円へ。後期高齢者支援金等課税額の限度額が24万円から26万円となっております。図の下側の枠は、軽減判定所得の改正に係る内容です。被保険者均等割及び世帯平等割の7割、5割、2割の軽減措置の判定のための計算式がありますが、そのうち5割軽減と2割軽減の算定式中の金額が今回改正されております。

裏面のページをお願いいたします。まず課税限度額の引き上げによる影響です。上段の表は、課税限度額を引き上げたことにより影響がある世帯です。令和7年度の国保税は、6月以降に賦課計算されるため、本日の資料は、令和6年度ベースの課税状況で試算しております。基礎課税分と後期高齢者支援金分で改正されてもなお限度額を超過する世帯は基礎課税分で6世帯あり、6万円の税収増。後期高齢者支援金分で2万円引き上げてもなお限度額を超過する世帯は6世帯あり、12万円の税収増となります。なお、今回は介護納付金分の改正はありませんので、影響額をゼロとしております。下段の表は、軽減判定の改正による影響です。5割軽減、2割軽減の算定数値の見直しにより、5割軽減の世帯は2世帯増、2割軽減の世帯は5世帯の増になります。中層所得者の国保税の負担軽減が図られることになります。この軽減判定による村国保税の減収に対しては、保険基盤安定負担金として、国、県から財源措置されることとなっております。

以上で、承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分した伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、原案のとおり承認されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 承認第3号 専決処分した伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

承認第3号 専決処分した伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の承認を求めるについての、提案理由を申し上げます。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。承認第3号 専決処分した伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の承認を求めるについての提案理由を申し上げます。

沖縄県が沖縄振興特別推進交付金で実施している沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業が令和7年4月1日より内閣府の直轄事業に移行することに伴い、伊江村船舶運航事業条例を改正する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法179条第1項の規定により、専決処分により改正を行い、同条第3項の規定に基づき本議会へ報告し承認を求めるための提案でございますので、よろしくお願ひいたします。

なお詳細につきまして、公営企業課長から説明させますので、よろしく御審議方お願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 玉城正朝君。

○ 公営企業課長 玉 城 正 朝 君

それでは今回の改正について、御説明申し上げます。

今回の主な改正については、沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業の補助金が、沖縄県の沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金から令和7年度から内閣府の補助金に変わったことによる改正となっております。令和6年度までの沖縄県の一括交付金では、運賃割引分を運賃の一部として取扱いを行っており、運賃収入として会計処理を行っておりました。令和7年度から内閣府の直轄事業になり、運賃の一部として

の運賃収入の取扱いから、営業外収益、雑収入の補助金収入へと変わり、運賃割引分を運賃収入として会計処理できないことから、国より実際の運賃による条例の改正を行うよう指示があり、条例改正の内容については、国に届出し承認を得ております。今回の条例改正により、住民の乗船に係る実際の運賃の変更はございません。また船舶運航事業の収支にも影響はございません。

それでは新旧対照表を御説明いたします。一番最後のページをお願いします。伊江村船舶運航事業条例の第9条の2に、新たに6号を追加し、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業に対する割引として、伊江村が発行する沖縄県離島住民割引運賃カードの交付を受けている者の運賃を料金表により記載しております。これまでの実際の運賃とは変更はございませんが、対象として、大人、離島住民島発往復割引運賃430円、離島住民障がい者割引運賃（片道）140円、小人で、離島住民島発往復割引運賃220円、離島住民障がい者割引運賃（片道）70円、離島出身学生等往復割引運賃430円となっております。使用している名称については、事業上の名称となっております。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することになっております。

以上で、承認第3号 専決処分した伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の承認を求めるについての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

これまで沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金の県交付のソフト事業の中で予算化されていたと思うんですけれども、これが今回内閣府の直轄事業に移行するということの説明がありました。沖縄振興特別推進交付金については、時限立法だと思うんですが、今回のこの内閣府の直轄事業については、ずっとあるものだという認識でいいのかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

そういった懸念されている、もし一括交付金がなくなった場合に、本当にこれまでの元の1,200円幾らかで住民に運賃を負担させていくのかという心配は、ずっと持ち続けておりました。それと実はこの件で、離島振興協議会として内閣府に要請をしたときに、特に重点的なところは、離島の航空運賃が年度途中で航空会社が値上げしたりすると。それに対応するためにどうしてきたかというと、その飛行機を請け負っている業者だけではなくて、市町村が負担していたということもあって、何とかして住民の負担軽減事業については補助事業として成立させていただきたい。そうすることによって、ずっとこれまでどおり一括交付金がなくなっても継続できるだろうというような趣旨を持って、昨年からずっと内閣府にこの件については要請してまいりました。そういったことで、今回それらについて沖縄県の一括交付金から外して、そして補助事業とすることによって、先ほど内間議員からあったような、この補助事業がなくならない限りは、しっかりとできるだろうということで、そういった事業を要請して、今回並行していただいたということですから、一括交付金はなくなってほしくないんですが、なくなったとしてもこの件については、先ほど言ったそういったメリットがあると。途中で運賃が変わったときでも補助事業で対応できるからということも考えて、そういったことで要請てきて今回の結果ということになっていますので、御理解していただきたいというふうに思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分した伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号 専決処分した伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の承認を求めるについて、原案のとおり承認されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 報告第5号 農業集落排水処理施設整備工事（建築）の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

報告第5号 農業集落排水処理施設整備工事（建築）の専決処分について、御報告いたします。

それでは専決処分書をお開きいただきたいと思います。地方自治法第180条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

まず契約金額が変更前の請負金額6億9,080万円、変更による増額契約額が377万4,100円、変更後の請負金額が6億9,457万4,100円でございます。

契約の相手方が、有限会社明城建設、有限会社丸仲土建、株式会社エムエーブランニング 特定建設工事共同企業体。代表者 沖縄市池原2丁目15番35号、有限会社明城建設、代表取締役 長濱邦彦と契約をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

なお今回の契約変更の内容につきまして、担当課長から報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは農業集落排水施設整備工事（建築）の専決処分の内容について御説明いたします。

今回の増額の変更内容の主な理由としましては、農業集落排水施設のコンクリート工事の一部を通常のコンクリートから、平均気温25度を超える場合に使用する暑中コンクリートへの変更。さらには、防水工事における一部仕様見直しによる変更。離島経費の参入による増額となっております。また、工事期間につきましては、令和7年5月30日をもって完了する予定でございます。

以上で専決処分の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第5号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9 議案第43号 伊江I期地区農業集落排水管路布設工事（R6-2）の請負契約について、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

議案第43号 伊江I期地区農業集落排水管路布設工事（R6-2）の請負契約について提案理由を御説明いたします。

契約の目的、伊江I期地区農業集落排水管路布設工事（R6-2）でございます。契約金額が1億5,400万円、契約の相手方としまして、有限会社玉城建設、有限会社伊江島開発特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村字東江前202番地、有限会社玉城建設、代表取締役 知念悦子と契約したいと考えております。

なお工事内容につきまして、担当課長より御説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは、伊江I期地区農業集落排水管路布設工事（R6-2）工事内容について御説明いたします。

工事場所としましては、役場前県道225号線を南下し、こころハウス前十字路から東方面へ抜け、現在工事中である農業集落排水施設までの管路工事を行います。

議員お手元に配付しております、工事の平面図を御参照ください。図面1枚目、役場前を南下し、すずらん食堂付近までの管路工事箇所を赤色の実線で示しております。図面2枚目を参照ください。診療所付近を南下し、JAゆいランド横を通り、ファミリーマート信号機までを赤色の実線で示しております。図面3枚目、ファミリーマート信号機を南下し、こころハウス横の十字路を東側へ赤色の実線で示しております。最後の4枚目になります。こころハウス付近の十字路から、現在工事中である農業集落排水施設までを赤色の実線で管路を示しております。役場の前から処理施設まで、トータル管路約1,000メートルの管路工事を行います。工事期間につきましては、令和7年5月21日から令和8年3月16日までの300日間を予定しております。本事業につきましては、公共投資交付金追加分を活用し実施するものでございます。

以上で工事内容の説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

説明では、工期300日とありますが、300日は十分な余裕を持っての工期でしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

工期の算定につきましては、工事のボリュームや難易度などを考慮して300日で設定しているところであります。ただ、この工事につきましては、伊江村内でもメイン道路となる道路になりますので、また近くには診療所、給油所、様々な主要な施設の横を通り工事になりますので、そこら辺は関係団体、組織等と調整しながら、しっかりと工期内で住民生活の影響を少なく済むように調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

この路線は、先ほど課長が言ったとおり、伊江村でも主幹となる道路でありますので、村民の交通には十分支障が出る路線になります。その工事期間中の周知並びに迂回路等の看板の配置等に関しては、十分に配慮されて設置することを願います。それと、いろんなイベント等並びにお盆、お正月が重なるときの村外からの入域するその時期に関しては、十分周知することをお願いして質疑を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

管路布設工事について確認させていただきたいんですが、全体で管路布設工事の執行率といいますか、何%進んでいるのか。今回1,000メートルということで、今回完了しますと何%あたりの完了になるのか。

それともう1点、この管路布設工事の完了予定の年度について確認させていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

現在の管路工事ですが、令和3年から管路の工事を進めております。全体の管路の工事の延長が25.8キロメートルを予定しております、今回提案している1キロの管路工事を含めると、これが完了したとして約12キロ完了することになります、47%、全体に対して管路が完了する予定であります。

続きまして、最終の終了年度でございますが、現在進めている農業集落排水事業は、第1期地区と第2期地区に分けて事業を進めております。現在の第1期地区につきましては、令和2年度から令和9年度までを予定しており、第2期地区が令和10年度から令和14年度、現在の計画では令和14年度までに管路が終了する予定でございますが、今の計画ということで御周知したいと思います。以上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

現在、布設工事が47%、今回の発注工事で終わるということですが、今回、1期地区と2期地区の区分について、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

1期地区と2期地区の区分の分け方というのは、1期地区については、この集落が村の中でも集落地である役場を中心として、縦長に囲った地区を1期地区としてエリアを採択しております。このエリアの採択については、農業集落排水事業が村内において初めて行われる工事であるということで、できるだけ集落が密集している地域から先に行って効果を発現したいということと、もう一つは、高低差が取れるほうが工事としては高いほうから低いほうに下水道は流れますので、高低差を活用しながら南下していく形で第1期地区というエリアを定めております。第1期地区が終わったら縦長のエリアを除く東側と西側の第2期地区全体に対して2期地区の工事がスタートするという形になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

分かりました。集落地域を中心としたエリアを第1期地区、それ以外のところを第2期地区ということで、

第2期地区については、令和14年度完了予定なんですが、これは住宅との接続がこれから発生するかと思っておりますけれども、それをしまして、完全に稼働する年度について確認をさせていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

今の供用開始はいつかという御質疑だと理解しております。今順調にいって最短で令和8年度の末から接続が開始できるのではないかなどと考えております。全体が接続することはそれなりの時間を要すると思いますので、一部供用開始が令和8年度末、もしくは令和9年度から一部を少しづつ接続していって供用開始を始めていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

先ほどの宮城議員とちょっと重複するかもしれません、今現在施工している工事の建築については、今回の建築のほうで建物というものは完了するのか、一つお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

今提案している議案でもって、建築に関しては令和7年5月31日で完了する予定です。ただし中の電気設備、機械設備は、引き続き工事を発注して整備を進めていく計画であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

その電気とか機械につきましては、今年度の予算で発注することになるかと思います。今回、役場のほうから末端までやりますと、この建築工事のほうに取りつくものだと思いますが、やはりそうすると、令和8年度末の先ほどの供用開始に向けてだと思います。そこで供用開始にするあたり、この使用料等の考え方、計画は分かる範囲でいいんですが、少し説明をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悅 君

すみません。先ほどから私が申し上げているんですが、予算獲得が安定的にできるかという問題もありますので、今の計画上、早ければ令和8年度末ということを御理解いただければと思います。今御質疑にありました料金につきましては、農業集落排水の推進委員会、各団体長を主とした委員会を令和2年度からつくる、その中である程度御審議をしていただくものと考えておりますし、昨年からその下の作業部会というのを設けて、公営企業課、そして農林水産課のほうで公営企業会計に移していくという必要もありますので、具体的な協議を重ねております。下水道の使用料金につきましては、沖縄県の下水道使用料の平均単価につきましては、1立方メートル当たり96.6円になっております。県内全体の平均であります。しかしながら、総務省から示されている施設を安定的に経営できる1立方メートル当たりの料金というのは、また別途1立方メートル150円というのも示されております。そこら辺の県内の平均価格や総務省の金額、そして類似規模の施設の金額なども基礎算定資料として今持っておりますので、作業部会、そして推進委員会などで協議を重ねながら、適正な金額というのを定めていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

私も推進委員の一人ですが、その計画というか、その流れが、やはり早めに皆さんに分かるようなことで質疑をしていますので、先ほど使用料の計画ですが、推進委員会に諮りながらと思いますが、何回ぐらい予定されているか、そこら辺は考えていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

推進委員会の回数ですが、2回程度を予定しておりますが、作業部会での中身の決め方とか金額の決定方法、そしてやはり金額を決めるというのは、かなり熟慮が必要だと思いますので、必要に応じて回数のほうは、その推進委員会の作業の進み具合によって必要な回数を確保していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時15分)

再開します。

(再開時刻11時16分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第43号 伊江I期地区農業集落排水管路布設工事（R6-2）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号 伊江I期地区農業集落排水管路布設工事（R6-2）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第10 議案第44号 農業集落排水処理施設整備工事（建築）の請負契約の変更について、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

議案第44号 農業集落排水処理施設整備工事（建築）の請負契約の変更について、提案理由を御説明いたします。

変更前の請負金額6億9,457万4,100円、変更による増額契約額が518万2,100円、変更後の請負金額が6億9,975万6,200円でございます。

契約の相手方が、有限会社明城建設、有限会社丸仲土建、株式会社エムエープランニング 特定建設工事共同企業体。代表者、沖縄市池原2丁目15番35号、有限会社明城建設。代表取締役 長濱邦彦と契約したいと考えております。

なお、今回の契約変更の内容につきまして、担当課長より説明させていただきますので、御審議方よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは農業集落排水処理施設整備工事（建築）の請負契約の変更について御説明いたします。

お手元に配付しております、建設工事請負契約約款（抜粋）の資料を御参照お願いします。

今回の請負契約の変更については、単品スライド条項と呼ばれる工事請負契約書第26条第5項の規定に基づく物価変動等に対応する請負金額の変更でございます。単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合に精算的な変更を行うもので、本日、先ほど報告第5号で説明させていただきました専決処分の契約にて、工事請負金額を先に確定し、その請負金額を基準として1%を超える主要な工事材料の価格の変動に対して可能となる請負金額の変更であります。これは受注者の経営上、最小限必要な利益までは損なわれることがないように定めたものであります。今回、本工事における単品スライドの対象品目としては、コンクリートが対象となっております。本工事は、令和6年度より着手しており、当初の工事設計のコンクリート単価が、立方メートル当たり2万3,000円から2万6,500円でしたが、近年の物価高騰のあおりを受け、コンクリート単価が立方メートル当たり全て3,000円以上値上がりしております、受注者より単品スライドに関わる相談があったことから、単品スライドに関わる協議を経て変更に関わる仮契約を行い、今回提案しているものでございます。

以上で、本工事における請負金額変更についての御説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻11時22分)

再開します。

(再開時刻11時24分)

質疑ございませんか。 7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

説明では、生コンの増額分とありました。約3,000円ぐらいの増額が改定分になるという説明でしたが、伊江村は沖縄県において、コンクリートの単価がどの値に位置するのか、分かれば教えていただけませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

確かに伊江村は離島ですので、それなりに本島の生コンの単価とは比べて、やっぱり割高でありますけれども、すみません、今手元に資料がないものですから、本島の単価と伊江村の単価の比較といいますか、どれぐらいのランクにあるかというのは今お答えしかねますので、申し訳ありません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時26分)

再開します。

(再開時刻11時27分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第44号 農業集落排水処理施設整備工事（建築）の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号 農業集落排水処理施設整備工事（建築）の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第5回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻11時29分）

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊江村議会

議会議長 渡久地政雄

署名議員（6番）並里晴男

署名議員（7番）島袋勉